【トピックス3】救援物資の受入れ・仕分け(能登半島地震と新潟県中越沖地震の違い)

無料のゆうパック(旧郵便小包)による個別の救援物資受け入れが、被災地を襲う第2の災害になることが知られ、鳥取県西部地震後の鳥取県や新潟県中越地震後の長岡市が地域防災計画にゆうパックの無料受け入れをしないことが明記されたこともあって、2007年の能登半島地震や新潟県中越沖地震では受け入れておらず、個別の救援物資のさばきに悩まされることはなかった。

能登半島地震で石川県は、企業からのまとまった物資支援の申し出は、県でまとめて受け付けて、必要なものを市町に届けることにした。これは、1997年の日本海の重油災害の際に、救援物資で自治体が混乱した経験から作りだしたという。県で受け付けた情報を整理して市町にFAXで送り、市町からの連絡を受けて申し出てきた企業などに自治体の連絡先窓口を伝える仕組みである。地震から 3 カ月で 481 件の申し出があり、148 件が実際に届けられている。個人からの申し出は、ほとんどがニーズにはマッチしなかった 1)。

新潟県中越沖地震では、柏崎市が地震当日の夜、ホームページで「下記の通り物資が不足しています。他市等へ至急、支援を要請いたします」として、「毛布多数、敷きマット多数、ブルーシート多数、水多数」などと列挙した。

関係省庁連絡会議の場でも、地震翌日から4日間かけて地元自治体からの支援物資への提供要望の対応を調整。対象になったのは、ブルーシートや紙おむつ、ウエットティッシュ、消毒液などで、関係省庁から業界団体を通じた無償提供や自治体の備蓄品の被災地向け放出を要請。地震翌日の夜には、総務事務次官と消防庁長官の連名で、各都道府県知事、政令市長に対し、物資などの積極的な支援を要請する通知が出されている。

当時、災害救助基金を充てた地元向けの備蓄品を半ば強制的に放出せよという通知を受けた都道府県などからは、「業者に発注できるのに、なぜ災害救助法で対応しないのか」と疑問の声も出た。実際、ブルーシートは業界団体提供と国交省備蓄分で概ね足りたため、消防庁経由で放出を求められた都道府県や政令市備蓄分の大半は、結果的には被災地には送られなかった。関係業界に無償提供を求めた省庁でも、全量無償はできないと断られたケースもあった。

被災自治体への物資の無償提供は、関係省庁連絡会議の場では「総理指示」と説明されており²⁾、関係省庁や都道府県、政令市が官邸主導の「救援物資」騒動で振り回された形となった。



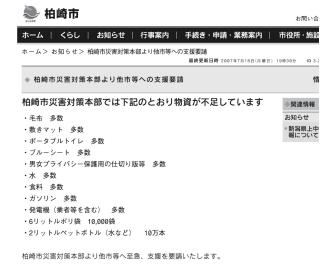


写真 1 (左)石川県のホームページから、(右)柏崎市のホームページから

(出典) 1) 中越発 救援物資はもういらない!?,22 ページ,震災がつなぐ全国ネットワーク,2008年、2)【会見詳報】新潟県中越沖地震関係省庁連絡会議終了後レク(7月19日),防災リスクマネジメントWeb,時事通信社、2007年

http://bousai.jiji.com/info/niigata/07071901.html